

第 64 回アジア太平洋プライバシー機関（A P P A）フォーラム結果報告

令和 7 年 12 月 17 日
個人情報保護委員会

令和 7 年 11 月 24 日（月）及び 25 日（火）、第 64 回アジア太平洋プライバシー機関（Asia Pacific Privacy Authorities : A P P A）フォーラム¹がマカオ特別行政区において開催され、浅井委員、中湊専門委員及び事務局職員が参加した。

1. フォーラム全体について

各国・地域における法制度・執行等の最新状況について報告が行われたほか、越境データ移転、データ保護当局の課題等をテーマとした 5 つのパネルセッションが行われた。また、A P P A の各ワーキング・グループからの活動報告が行われ、加えて、G 7 データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルや世界プライバシー会議（Global Privacy Assembly : G P A）等における各取組状況が紹介された。

このほか、タイが新規メンバーとして正式に承認された。

2. 当委員会からの発言等

（1）各国・地域における制度・執行等に関する最新状況報告

中湊専門委員より、日本における最近の執行状況と、個人情報の不適正利用を行う事業者に対する個人情報保護法に基づく行政上の措置を実施した事案を紹介した。

（2）パネルセッション「越境データ移転規制に関する最近の動向」への登壇

浅井委員がパネリストとして登壇し、①相互運用可能（Interoperable）な越境データ移転の環境を実現することの重要性、②信頼性のある自由なデータ流通（Data Free Flow with Trust : D F F T）の具体化と定着に向けた取組、③事業者がニーズに応じて最適な越境移転スキームを選択することができる国際環境構築の重要性、④A S E A Nを中心としたアジア太平洋地域における D F F T パッケージ協力の推進等につき発信した。

3. 他国データ保護機関との会談

本フォーラムの機会において、浅井委員が韓国個人情報保護委員会主催非公式会合「個人情報の不正流通への対応」に参加したほか、他国データ保護機関と以下の意見交換を実施した。

- 韓国 個人情報保護委員会主催 非公式会合「個人情報の不正流通への対応」
- 韓国 個人情報保護委員会 ソン委員長とのバイ会談
- フィリピン 国家プライバシー委員会 ベラルミノ副委員との意見交換
- タイ 個人データ保護委員会 ナコーン委員長との意見交換

4. コミュニケ

本フォーラムの開催を踏まえて公表されたコミュニケーションは資料 1－2、その仮訳は資料 1－3 のとおり。

5. 次回会合予定

次回会合（第 65 回）は、令和 8 年（2026 年）6 月に香港で開催予定。

以上

¹ アジア太平洋地域のデータ保護機関（14 の国・地域（オーストラリア、カナダ、コロンビア、香港、韓国、日本、マカオ、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール、米国、ペルー、フィリピン、タイ）の 21 機関）により、プライバシー保護に関する法制度や執行状況等に関する情報交換を行うことを目的として、年 2 回開催されている。A P P A は 1992 年に設立され、当委員会は平成 26 年（2014 年）からオブザーバーとして参加し、平成 28 年（2016 年）に正式メンバーとなった。